

5. 資料編 奈井江町の概要

5-1. 町の現況把握

(1) 人口

① 人口の推移・推計

奈井江町の人口は減少を続けており、2015年（平成27年）には5,674人となっています。また、人口減少とともに少子高齢化が進行しており、2015年（平成27年）の年少人口割合は9.1%である一方、高齢者人口割合は39.0%となっています。

今後の推計においても、人口減少、少子高齢化が続くと見込まれており、目標年次である2040年（令和22年）には、人口が3,275人まで減少し、高齢者人口割合は54.4%まで増加すると見込まれています。

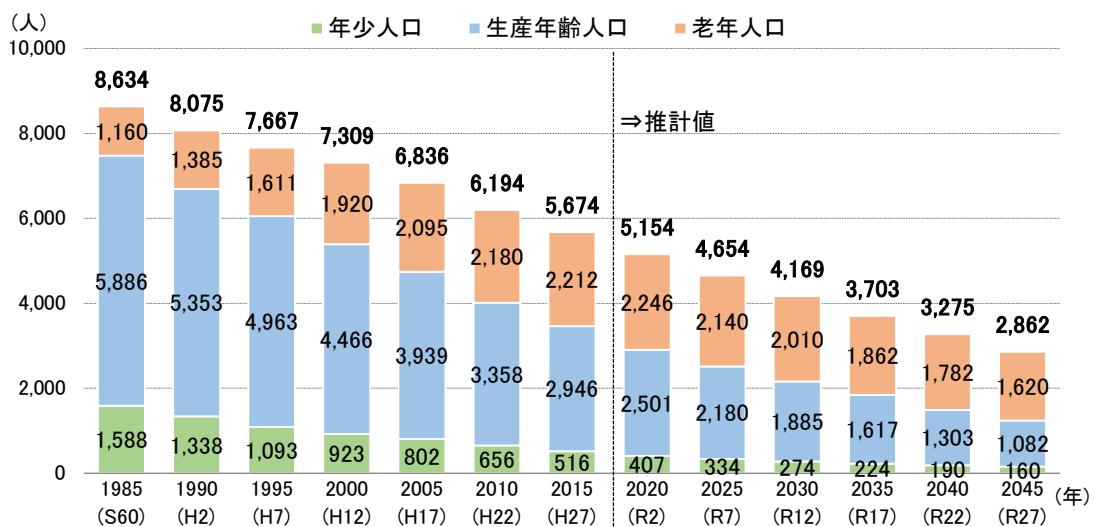


図5-1 奈井江町の人口の推移・推計

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

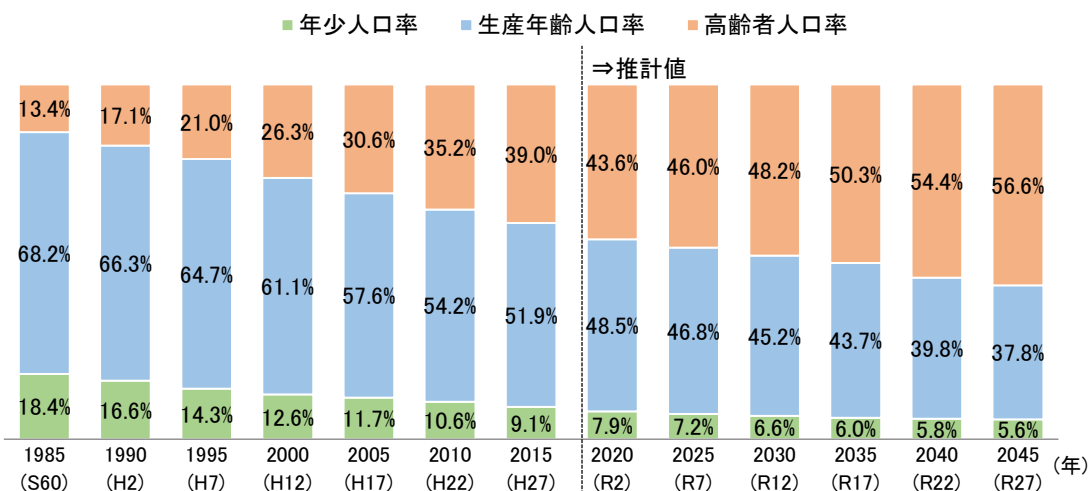


図5-2 奈井江町の年齢3区分別人口の推移・推計

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

② 人口動態の動向

2003 年（平成 15 年）以降の奈井江町の人口動態をみると、出生数は減少傾向にあり、2008 年（平成 20 年）以降は 30 人以下で推移しています。死亡数はやや増加傾向にあり、2012 年（平成 24 年）以降は 90 人以上で推移しています。これにより奈井江町は自然減の状態が続いており、2012 年（平成 24 年）以降は 70 人以上の自然減少が続いています。

社会動態をみると、奈井江町は転出数が転入数を上回る社会減少の状態が続いていますが、転入数と転出数の差が少なくてきており、2013 年（平成 25 年）以降、社会減少数は 50 人以下となっています。

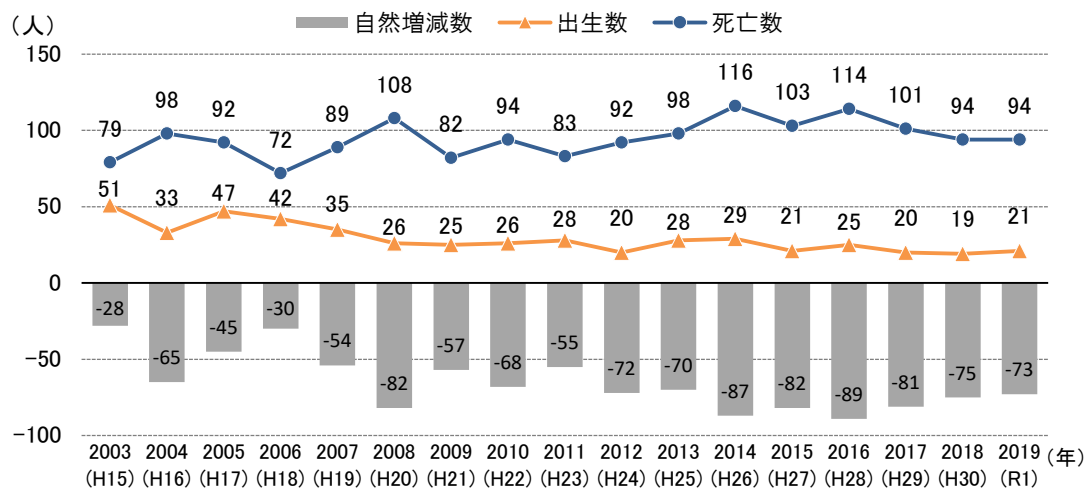


図5-3 奈井江町の人口動態の推移(自然動態)

資料：奈井江町「住民基本台帳」

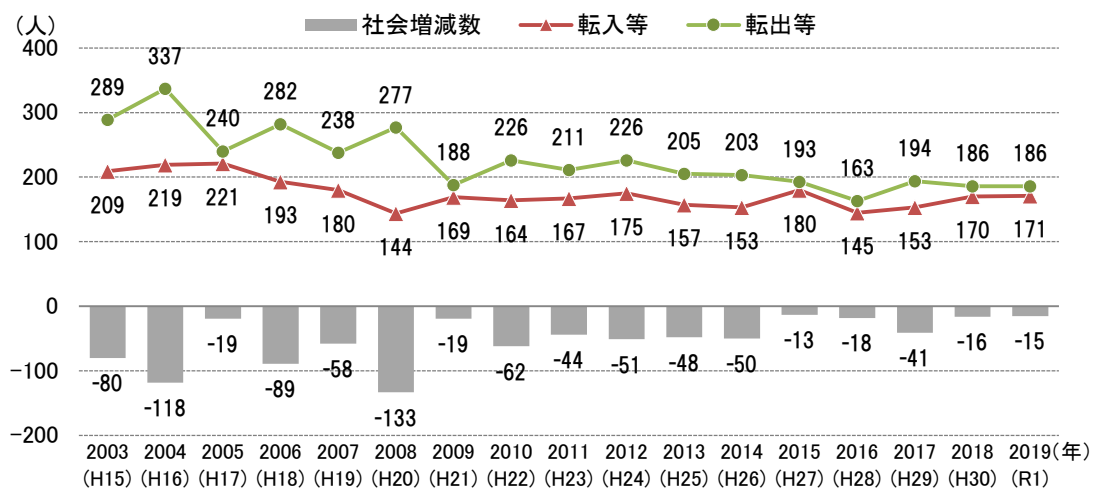


図5-4 奈井江町の人口動態の推移(社会動態)

資料：奈井江町「住民基本台帳」

(2) 土地利用

① 都市計画の指定状況

奈井江町は、約 5,247ha が都市計画区域に指定されており、そのうち、約 522.4ha に用途地域が指定されています。用途地域の指定状況を見ると、住居系用途地域が 265.4ha で全体の 50.8%、工業系用途地域が 244.0ha で全体の 46.7%、商業系用途地域が 13.0ha で全体の 2.5%となっています。

表5-1 用途地域面積

種類		面積(ha)	比率
	第一種低層住居専用地域	35.0	4.4%
	第二種低層住居専用地域	2.4	0.3%
	第一種中高層住居専用地域	139.0	17.4%
	第二種中高層住居専用地域	51.0	6.4%
	第一種住居地域	38.0	4.7%
住居系用途地域 計		265.4	50.8%
	近隣商業地域	2.0	0.2%
	商業地域	11.0	1.4%
商業系用途地域 計		13.0	2.5%
	準工業地域	85.0	10.6%
	工業地域	121.0	15.1%
	工業専用地域	38.0	4.7%
工業系用途地域 計		244.0	46.7%
合計		522.4	

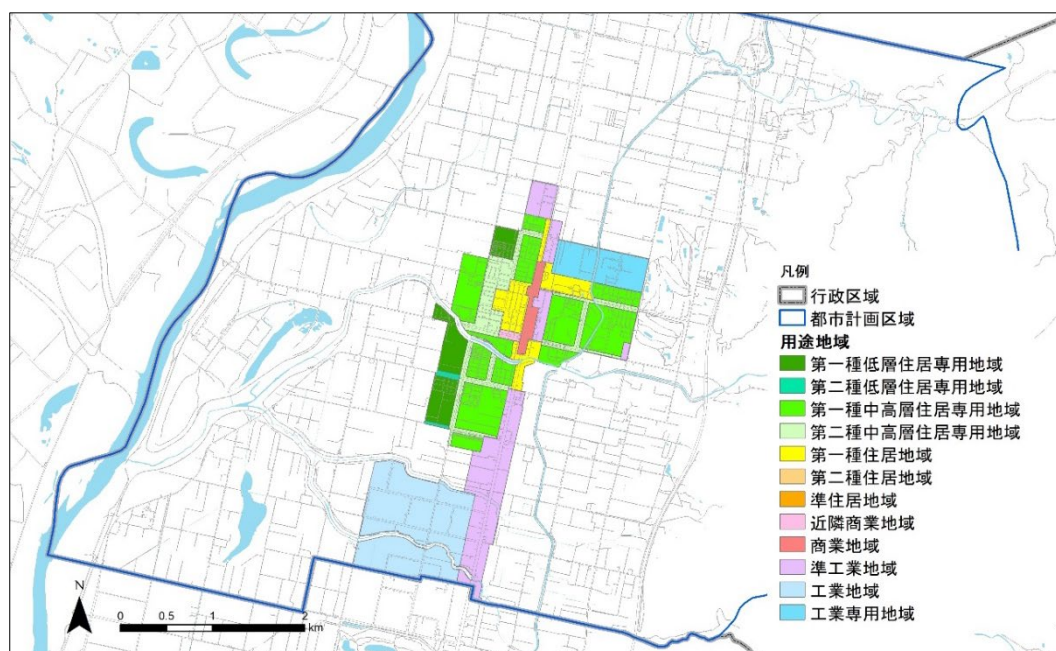


図5-5 奈井江町の用途地域の指定状況

資料：「国土数値情報」

① 土地利用の状況

都市計画区域内の土地利用の状況をみると、用途地域範囲外は田やその他の農用地、及び森林の面積が多くなっています。

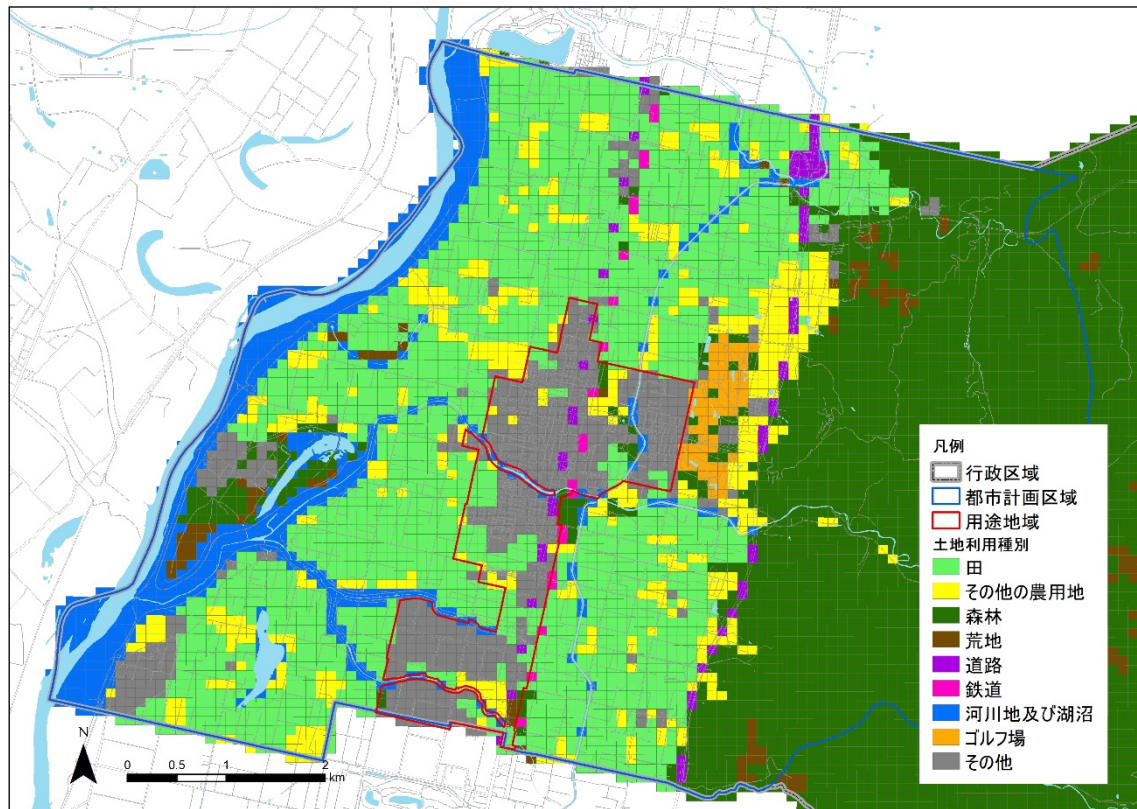


図5-6 土地利用の状況

資料：「国土数値情報」

(3) 交通

① バス路線網

奈井江町には、中央バス(株)による路線バスが美唄市と滝川市を結んでいるほか、奈井江町内の路線として、奈井江町営バス、浦臼町と奈井江町を結ぶ路線として、浦臼町営バスが運行しています。

表5-2 奈井江町のバス路線の状況

バス路線		平日の運行便数
中央バス		美唄行：14本/日、滝川行：15本/日
町営バス	市街地循環線	4本/日
	向ヶ丘線	奈井江温泉行：5本/日、みなクル行：6本/日
浦臼町営バス		浦臼行：6本/日、奈井江駅行：5本/日

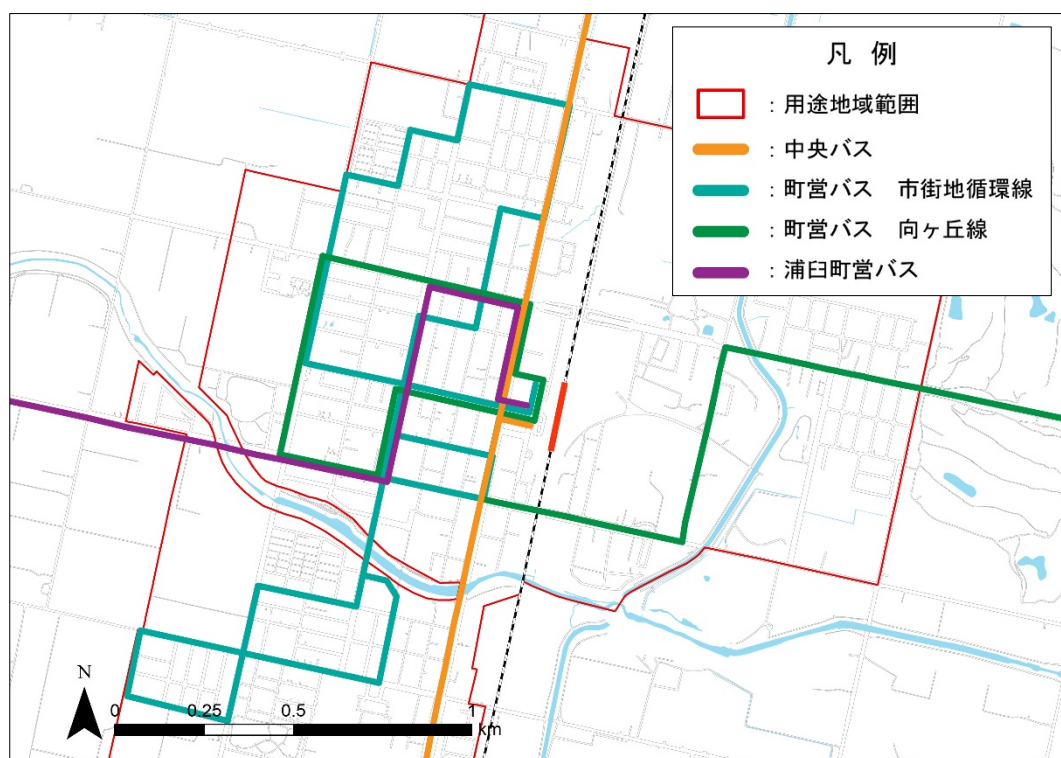


図5-7 路線バスの運行ルート

② 通勤・通学の状況

通勤者の状況をみると、他市町村に住み奈井江町で働く就業者数は 1,352 人、奈井江町に住み他の市町村で働く就業者は 837 人となっています。

奈井江町に通勤している就業者の常住市町村の内訳をみると、砂川市が最も多く 481 人、次いで滝川市が 298 人、美唄市が 217 人となっています。

また、奈井江町に住み他市町村で働く従業員の従業員市町村の内訳は、砂川市が最も多く 340 人、次いで美唄市が 154 人となっています。

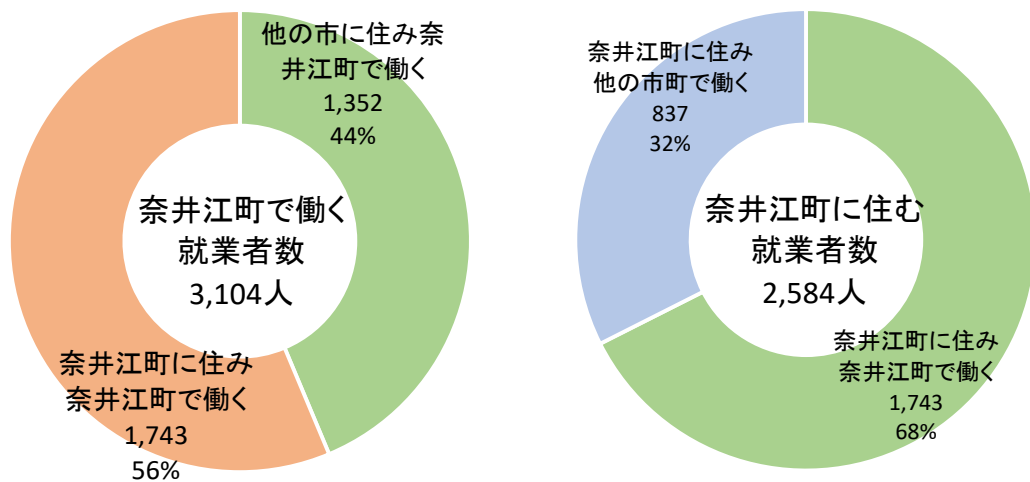


図5-8 居住地による就業者の状況

資料：総務省「国勢調査」

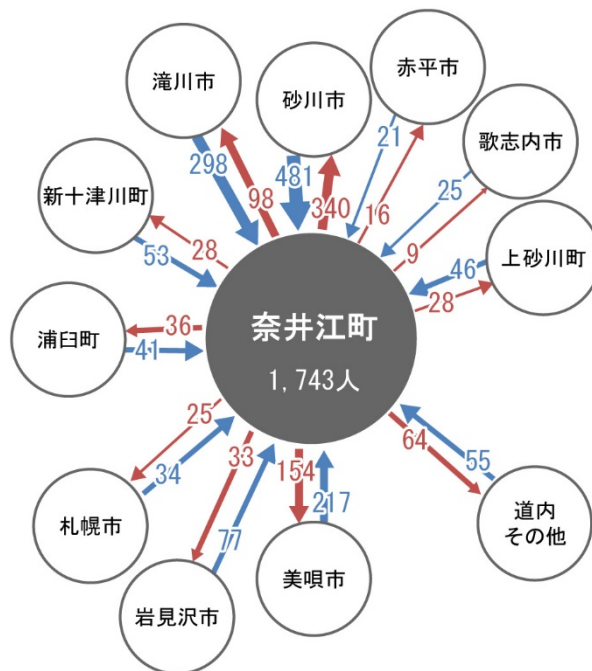


図5-9 通勤の状況

資料：総務省「国勢調査」

通学者の状況をみると、他市町村に住み奈井江町に通学する通学者は 34 人、奈井江町に住み他市町村に通学する通学者は 186 人となっています。

奈井江町に通学する通学者の内訳をみると、滝川市、砂川市が 10 人で最も多くなっています。

また、奈井江町に住み他市町村へ通学する通学者の内訳は、滝川市が最も多く 67 人、次いで岩見沢市が 33 人、札幌市が 26 人となっています。

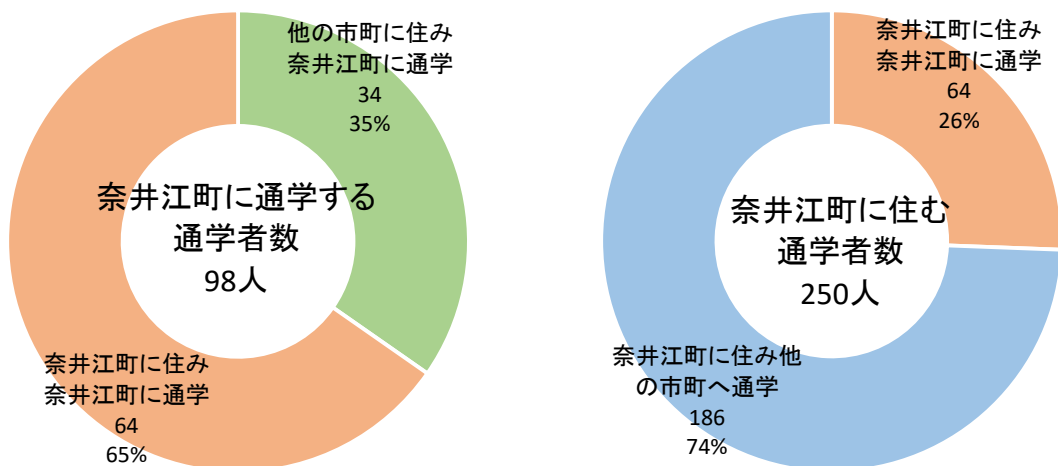


図5-10 居住地による通学者の状況

資料：総務省「国勢調査」

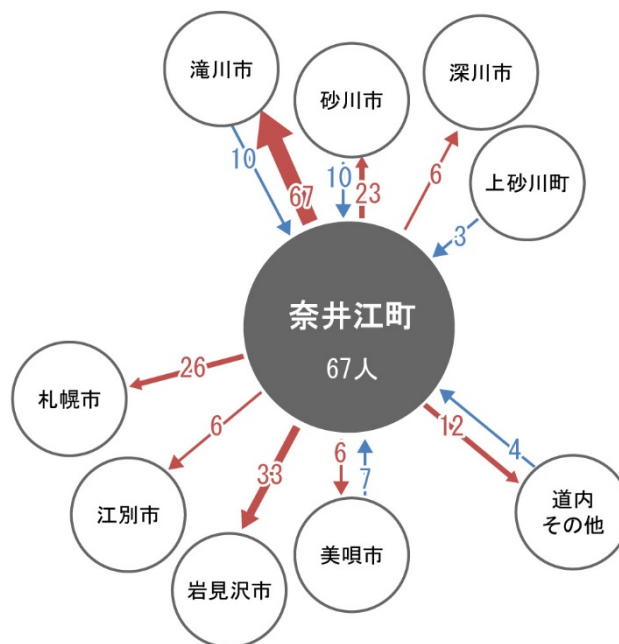


図5-11 通学の状況

資料：総務省「国勢調査」

(4) 都市機能

奈井江町内の都市機能（医療施設、商業施設、福祉施設、教育関連施設）の立地状況は以下の通りです。

表5-3 奈井江町における都市機能の立地状況

分類		施設名
医療施設	内科	方波見医院
		岸本内科消化器科クリニック
		奈井江町立国民健康保険病院
	歯科	アダチ歯科
		ないえ歯科
		山中歯科医院
商業施設	スーパー等	スーパーチェーンふじアシルマート奈井江店
		エーコープないえ店
	コンビニ	セブンイレブン奈井江町店
		セイコーマート奈井江本町店
		セイコーマート奈井江店
福祉施設	老人保健施設	老人保健施設「健寿苑」
	デイケア・デイサービス	奈井江通所リハビリステーション事業所
		デーサービスかわせみ
		特別養護老人ホームやすらぎの家
教育関連施設		認定こども園はぐくみ
		奈井江小学校
		奈井江中学校
		北海道奈井江商業高等学校
		学童保育「児童クラブ なえっこ」

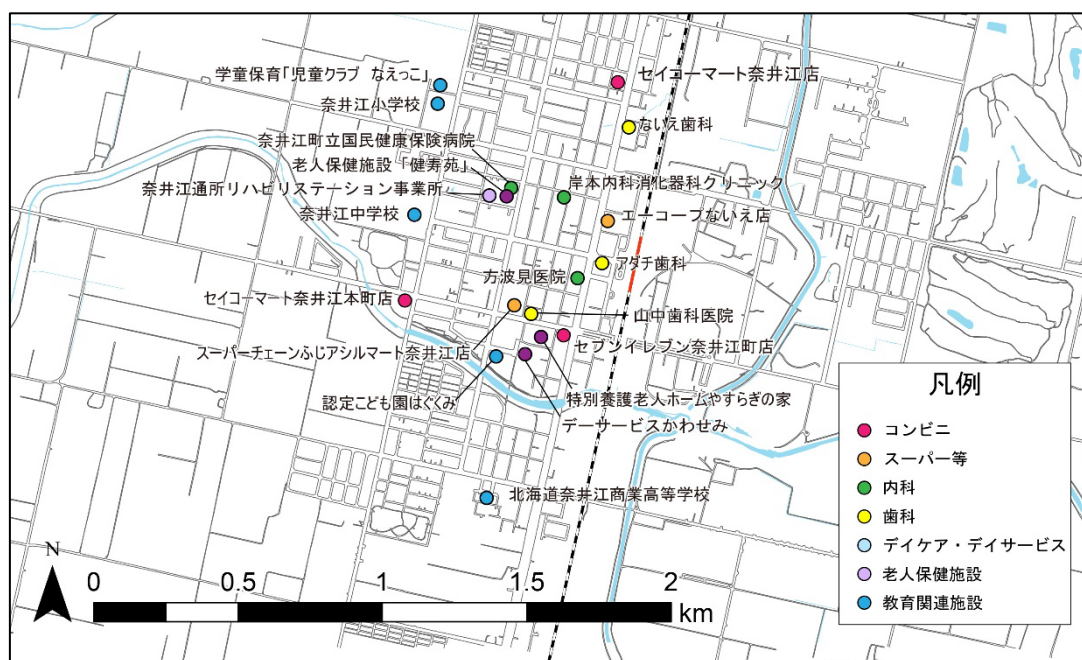


図5-4 奈井江町における都市機能の立地状況

(5) 経済活動

① 産業別就業者数の動向

奈井江町の就業者数は減少傾向にあり、2015年（平成27年）時点では2,584人となっています。産業別にみると、全ての産業で減少傾向にありますが、第2次産業の減少幅が大きくなっています。

また、産業別就業者の割合をみると、平成以降、第1次産業は横ばい傾向、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあり、2015年（平成27年）現在、第1次産業16.8%、第2次産業26.8%、第3次産業56.1%という構成になっています。

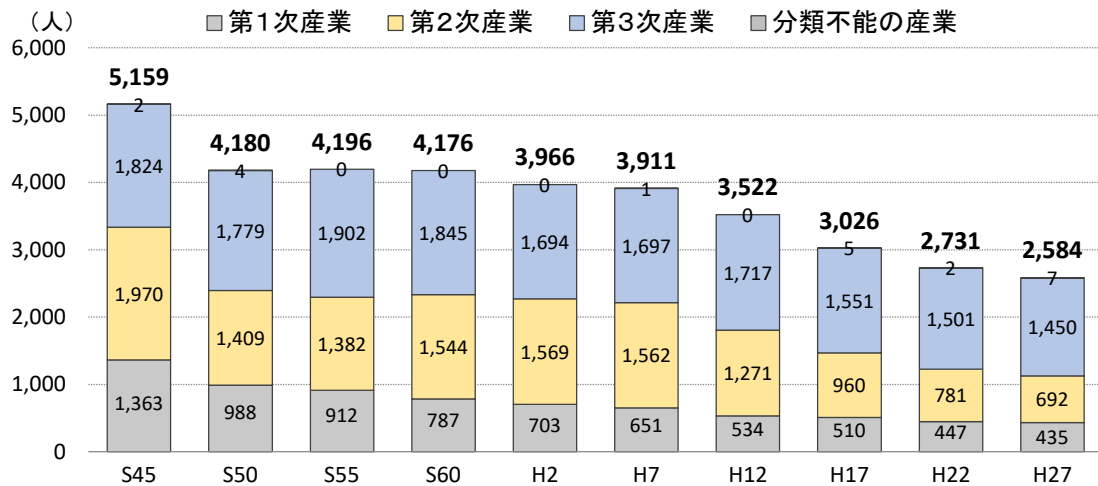


図5-12 産業別就業者数の動向

資料：総務省「国勢調査」

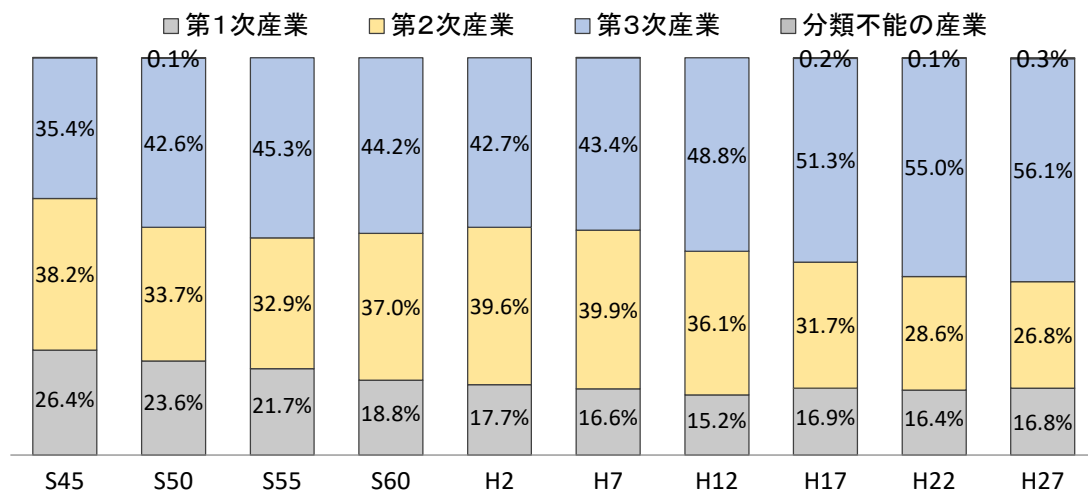


図5-13 産業別就業者割合の動向

資料：総務省「国勢調査」

② 商業の動向

商業（卸売業・小売業）店舗数の推移をみると、小売業、卸売業ともに減少傾向にあり、2014年（平成26年）には、小売業39店舗、卸売業7店舗となっています。

また、商業（卸売業・小売業）の販売額の推移をみると、両者ともに1985年（昭和60年）をピークに減少傾向にあり、2014年（平成26年）には小売業がピーク時の約1/2、卸売業がピーク時の1/8の値となっています。

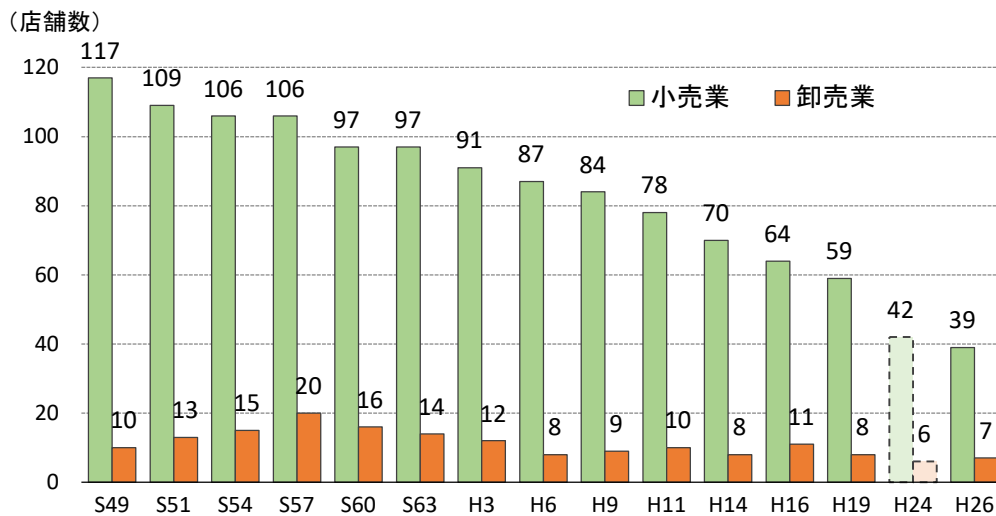


図5-14 商業(卸売業・小売業)店舗数の推移

資料：経済産業省「商業統計」

※平成24年のみ、「経済センサス活動調査」における「事業所」の数値です。

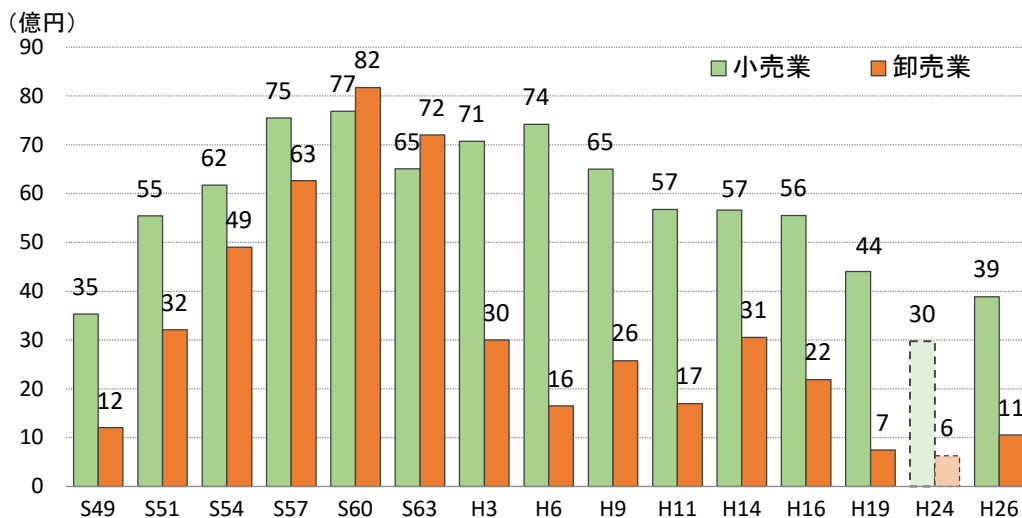


図5-15 商業(卸売業・小売業)販売額の推移

資料：経済産業省「商業統計」

※平成24年のみ、「経済センサス活動調査」における「年間商品販売額」の数値です。

③ 農業の動向

奈井江町の基幹産業である農業の動向を見ると、2000 年（平成 12 年）以降、総農家数、農業従事者数は一貫して減少しており、経営耕地面積は 2005 年以降、微減傾向にあります。

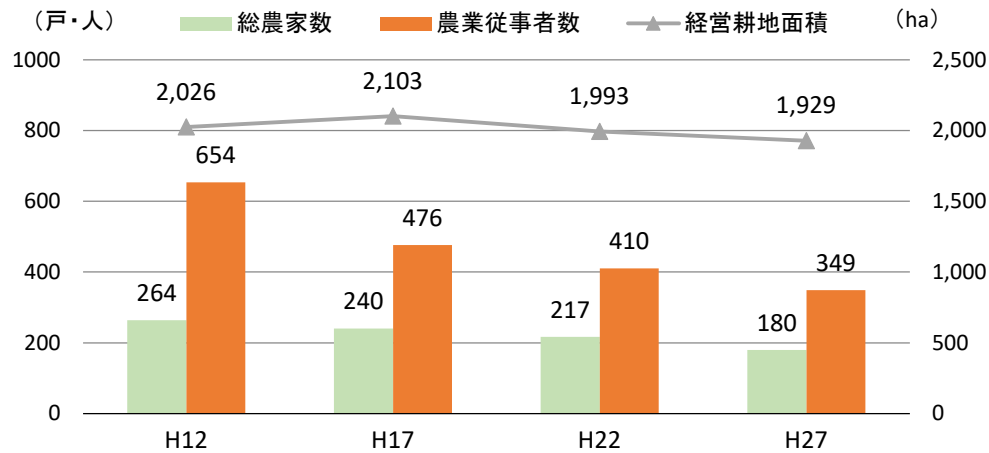


図5-16 農業の動向

資料：農林水産省「農林業センサス」

④ 製造業の動向

2018 年（平成 30 年）現在、町内の従業員が4人以上の事業所は、11 箇所、従業者数は961 人となっています。平成以降の製造業の動向をみると、従業者数は概ね横ばい傾向にあり、事業所数は減少傾向にあります。

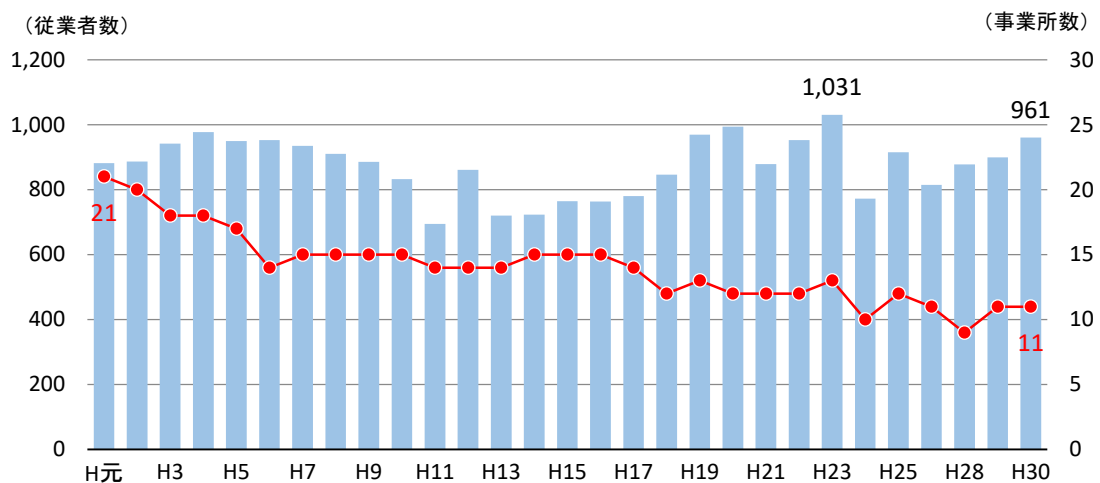


図5-17 奈井江町の従業者数・事業所数の推移

資料：経済産業省「工業統計調査」

(6) 地価

2011年（平成23年）から2020年（令和2年）までの公示地価、都道府県地価調査の推移をみると、奈井江町においては、いずれの地点も下落していることが分かります。最も高い地点においても、10年間で50%近い下落がみられます。

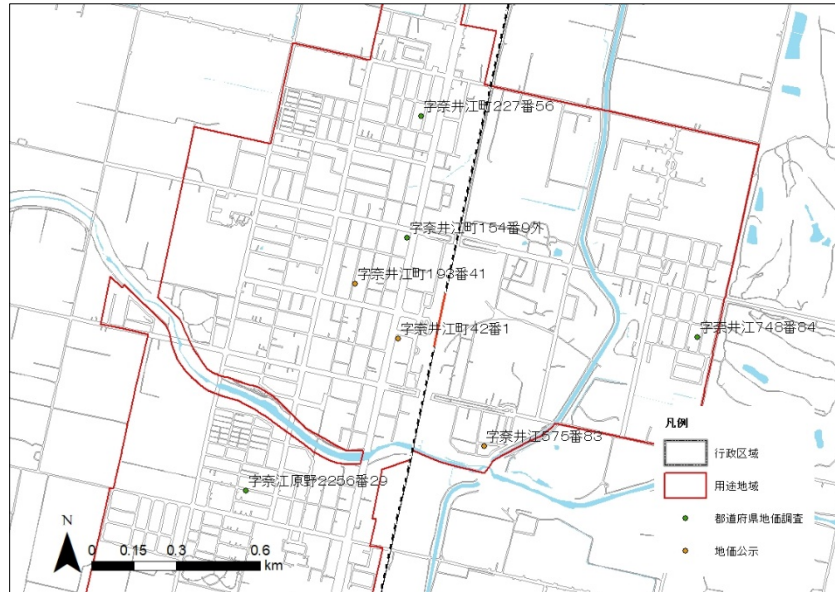


図5-18 公示地価、都道府県地価調査の調査地点

資料：「国土数値情報」

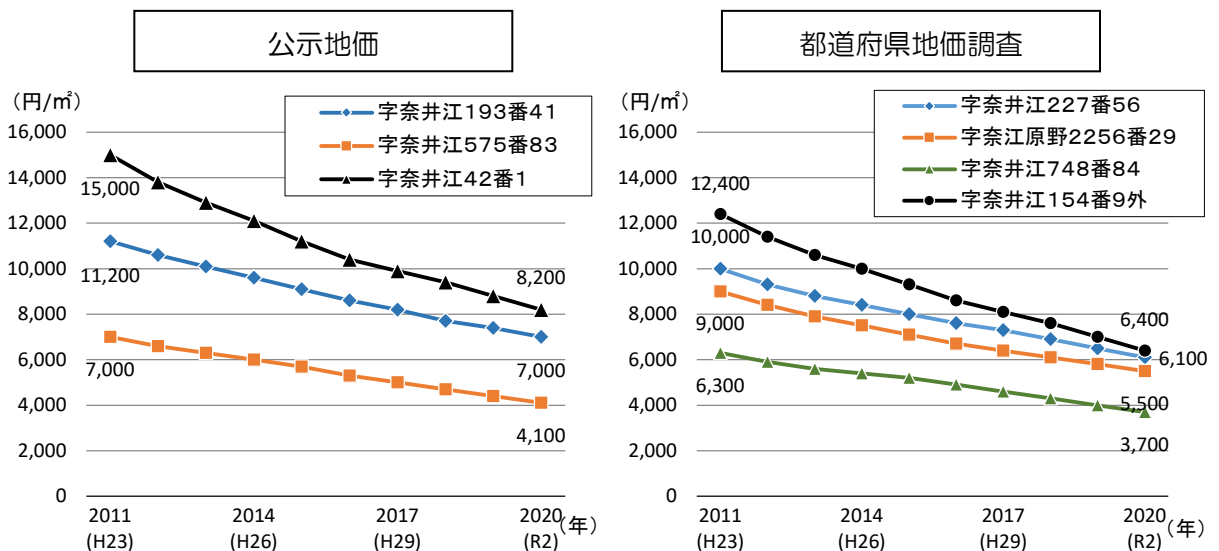


図5-19 地価の推移

資料：「公示地価」、「都道府県地価調査」

(7) 災害

① 洪水浸水想定区域の状況

石狩川による洪水浸水想定区域は、国道12号より西側の多くの範囲にかかっています。また、用途地域範囲にも浸水深が3.0m未満の洪水浸水想定区域が含まれています。

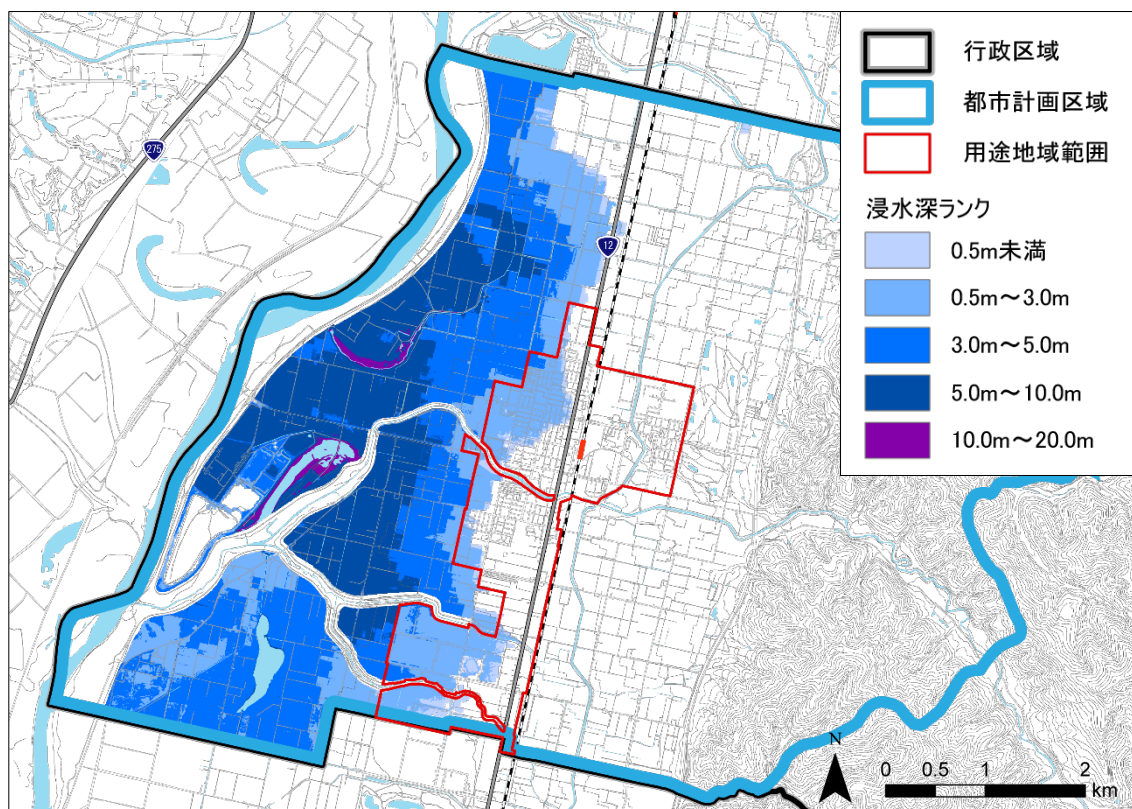


図5-20 石狩川の洪水浸水想定区域

資料：北海道開発局「洪水浸水想定区域」より作成

② 土砂災害警戒区域等の状況

土砂災害警戒区域等の状況をみると、奈井江町内には土石流警戒区域および特別警戒区域、急傾斜地の崩壊警戒区域および特別警戒区域が指定されている箇所があります。

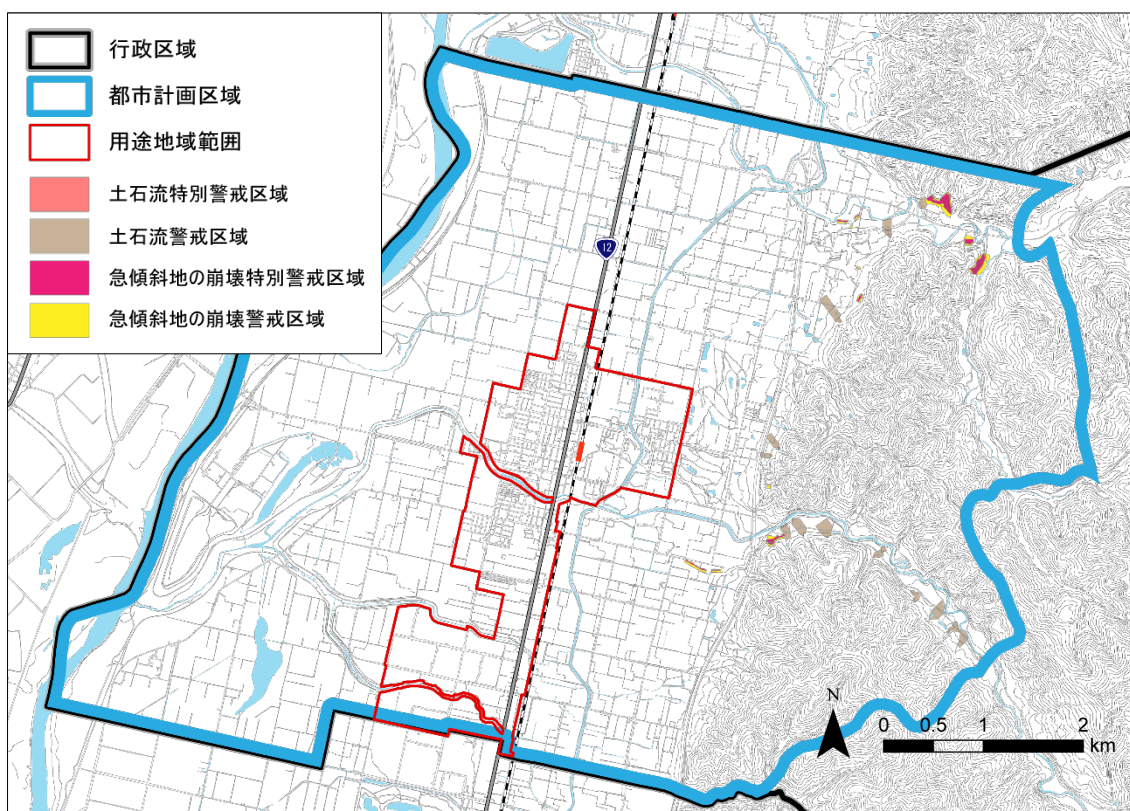


図5-21 石狩川の洪水浸水想定区域

資料：北海道「土砂災害警戒情報システム」より作成

(8) 財政

2009年(平成21年)から2018年(平成30年)の財政力指数の推移をみると、奈井江町は北海道の平均値以下で推移しています。

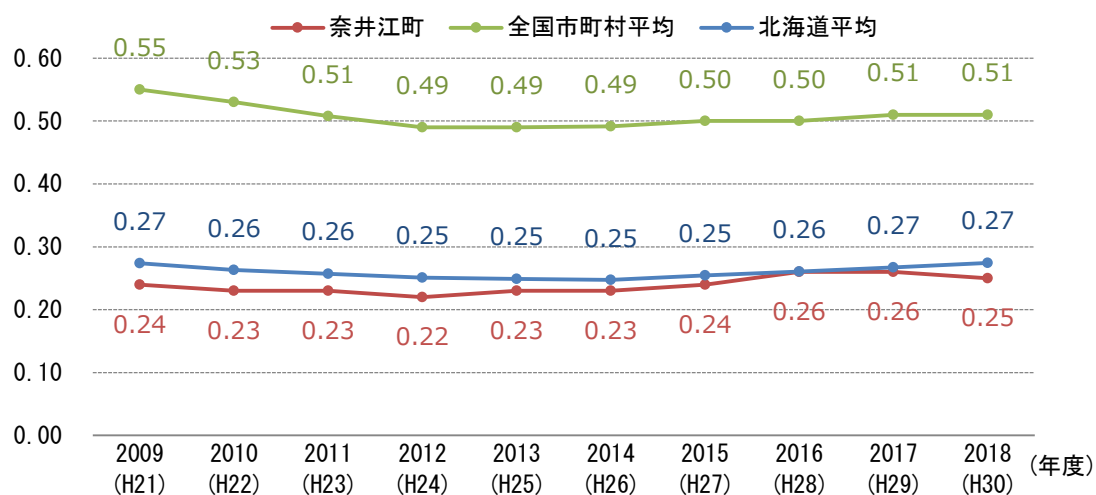


図5-22 財政力指数の推移

資料：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

5-2. 上位・関連計画の整理

(1) 奈井江町第6期まちづくり計画

奈井江町第6期まちづくり計画は、奈井江町のまちづくりについての最上位の計画として、平成27年に策定されました。

計画は基本構想と実施計画で構成されており、基本構想は、10年間のまちづくりの「基本目標」や「テーマ」そのために必要な政策の大綱を示したものです。実施計画は、基本構想で示した政策に基づき、5か年ごとに実施する具体的な事業の内容を体系別

表5-5 奈井江町第6期まちづくり計画の体系

基本構想			実施計画
基本目標	テーマ	政策	施策
● みんなが参加するまちづくり ● 心豊かな住みよいまちづくり ● 未来につなぐまちづくり	思いやり明日へ	安全・安心に住みつづけるために	● 住みやすい住環境の充実 ● 公共交通機関の充実 ● 安全・安心な道路環境の整備 ● 消防・防災体制の強化 ● 交通安全・防災体制の充実 ● クリーンなまちづくりの推進 ● 豊かな自然環境の保全
		ともに支え合い、健やかに暮らすために	● 健康づくり対策と町民の安心を支える医療体制の推進 ● 安心して子育てができる環境の充実 ● 高齢者が安心して暮らせる地域社会の推進 ● 障がいのある人にやさしい地域社会の形成 ● 安心できる福祉社会の充実
		心豊かに学びつづけるために	● 未来を担う子どもの育成 ● 生涯にわたる学びの推進
		活力と魅力あふれる産業づくりのために	● 産地競争力のある農業づくりの推進 ● 活力と賑わいのある商工業の推進 ● まちの資源を活かした魅力ある観光の推進
		みんなで創る、持続可能なまちづくりのために	● 総合的な移住・定住対策の推進 ● みんなが主役のまちづくりの推進 ● 健全で効率的な行財政運営の推進 ● 広域的な連携や交流の推進

（２）美唄奈井江都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「美唄奈井江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、美唄奈井江都市計画区域について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定するものです。

① 基本的事項

表5－6 基本的事項

基本的 事項	目標年次	令和 12 年（2030 年）
	範囲	美唄市 ：約 11,821ha 奈井江町：約 5,247ha

表5－7 計画の目次

I. 都市計画の目標
1. 基本的事項
(1) 目標年次
(2) 範囲
2. 都市づくりの基本理念
II. 区域区分の決定の有無
1. 区域区分の有無
III. 主要な都市計画の決定の方針
1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
(1) 主要用途の配置の方針
①住宅地
②商業業務地
③工業・流通業務地
④用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
(3) 市街地の土地利用の方針
①土地の高度利用に関する方針
②居住環境の改善又は維持に関する方針
③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
(4) その他の土地利用の方針
①優良な農地との健全な調和に関する方針
②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

- ①基本方針
- ②主要な施設の配置の方針
- ③主要な施設の整備目標

(2) 下水道及び河川

- ①基本方針
- ②主要な施設の配置の方針
- ③主要な施設の整備目標

(3) その他の都市施設

- ①基本方針

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

(2) 緑地の配置の方針

- ①緑地系統ごとの配置方針
- ②コンパクトなまちづくりに係る配置方針

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

(4) 主要な緑地の確保目標

(3) 奈井江町人口ビジョン

「奈井江町人口ビジョン」は、町の人口の現状分析を行い、人口問題に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す長期的な人口ビジョンとして、平成 28 年に策定されています。

① まち・ひと・しごと創生の目指すべき基本的な方向

「奈井江町人口ビジョン」においては、「奈井江町では、地域の強みや特徴を活かしながら人口減少問題への対応をしていくため、以下の3つの方向性でまち・ひと・しごと創生を一体的に推進していく」としています。

表5-8 まち・ひと・しごと創生の目指すべき基本的な方向

①若者世代の雇用創出と定住促進	● 若者や子育て世代の転入促進を図るため、町内企業従事者を中心とした移住・定住施策を展開していきます。 ● 基幹産業である農業の産地ブランド化の推進や立地企業への支援などの雇用施策も推進していきます。
②すこやかに産み・育て、安心して子育て・教育ができる生活環境の整備	● 人口減少を克服し、将来にわたり安定した人口を維持していくため、社会移動（転入・転出）を均衡させるとともに、切れ目のない子育て支援により、住民が安心して働き、結婚、妊娠、出産、子育て、教育ができ、若い世代が未来に希望の持てる生活環境を整備していきます。
③地域資源を活かしたまちづくりと時代に合った地域社会の形成	● 人口減少や少子高齢化社会を迎える中、本町の美しい自然の魅力を引き出しながら、交流施設等を活用したイベントの開催など活力あるまちであり続けるために、町民はもとより、町外の住民に対しても奈井江町の魅力をPRし、「また行きたい」「もっといたい」と感じられる（思われる）街づくりを推進していきます。 ● 高齢者や障がい者が安心して生活できる基盤整備を充実するとともに、地域社会に参加する取組を推進し、健康寿命の延伸と活力ある健康的なまちづくりの実現を目指します。

② 人口将来展望

「奈井江町人口ビジョン」では、前述した基本的な方向をもとに、各種施策を実施することで、令和22年（2040年）に3,558人、令和42年（2060年）に2,550人の人口を目指すとしています。

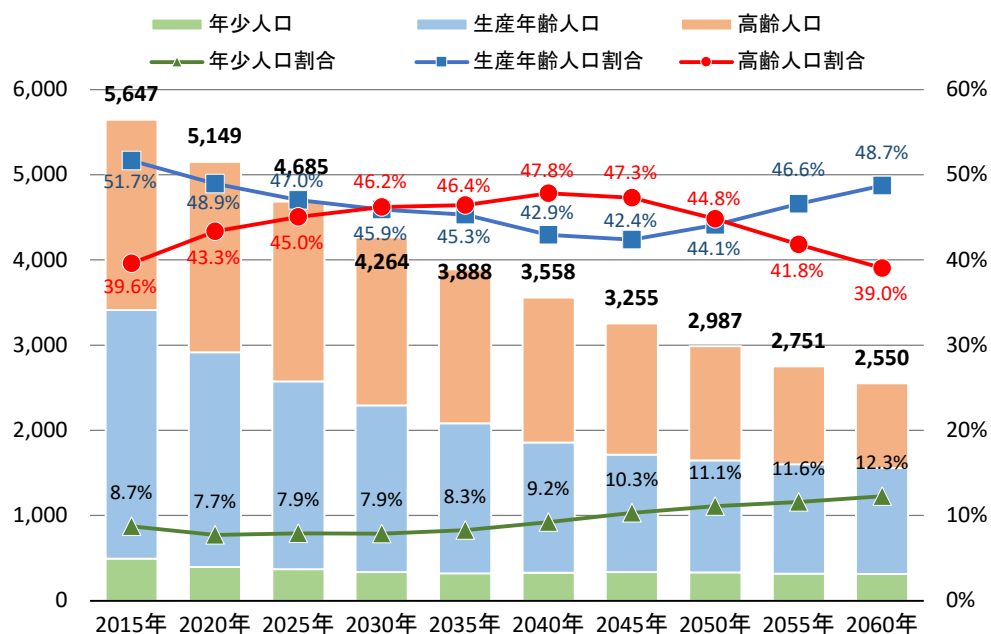


図5-23 人口の将来展望

(4) 第2期奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2期奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まちの最上位計画である奈井江町第6期まちづくり計画（奈井江町総合計画）に示されているまちづくりのテーマや基本目標を基に、奈井江町人口ビジョンで示した「人口の将来展望」を実現するために、人口減少対策に特化した施策・事業を数値目標とともに示す計画です。

基本目標の実現に向け「重要戦略」と「基本的な方向」の大きな2つの項目で編成し、両者が連携しあって施策を展開していきます。

表5-9 施策の体系

基本目標	重要戦略		基本的な方向
基本目標1 新たな活力を生み出す 「しごと」づくりを目指す	重要戦略① 奈井江版CCRC（生涯活躍のまち）構想戦略	重要戦略②	(1)ともに支えあい、いきいきとした就労の場をつくる (2)次世代につながる強い農業づくりを推進する (3)立地企業への支援や企業誘致を推進する
基本目標2 奈井江町に新たな「ひと」の流れをつくる		町外通勤者等をターゲットにした移住・定住戦略	(1)奈井江町への移住・定住対策を推進する (2)活気のあるイベントの開催を推進する (3)独身者の出会いのきっかけづくりを推進する (4)中心市街地活性化を推進する
基本目標3 安心して子育てができる「まち」づくりを目指す			(1)健やかに産み育てる環境・体制整備を充実させる (2)特色ある学校教育の充実と基礎・基本の定着を図る
基本目標4 健康で安心な暮らしを守り、生きがいのある「まち」づくりを目指す			(1)一人ひとりの健康づくりに対する支援を充実させる (2)安心して生活できる基盤整備を推進する (3)町民のコミュニティ形成を推進する (4)地域連携による経済・生活圏の形成を推進する (5)住民と一体となった防災・救急体制の充実を図る (6)ストックマネジメントの強化を図る (7)地域で活躍する人材を育成する

(5) 奈井江町公共施設等総合管理計画

「奈井江町公共施設等総合管理計画」は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画であるとともに、「奈井江町まちづくり計画」を上位計画として、個別施設の基本的な方針や考え方を示すものです。

計画期間は平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とし、必要に応じて適宜見直しを行うとしています。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、公共施設等を建築系公共施設と土木系公共施設に大別した上で、以下のように示しています。

表5-10 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

建築系公共施設	施設総量（総床面積）の縮減	● 将来人口の推移や町民ニーズを踏まえ、必要最小限のサービス水準を維持しながら「選択と集中」により、施設総量の削減と再配置を進めます。 ● 用途廃止施設など遊休・余剰財産の有効利用を図るため、再利用が可能な施設は、民間への売買・賃貸・無償譲渡等の処分を促進します。 ● 総床面積の削減目標：20%
	複合化・集約化による施設整備	● 公共施設の更新・改修の実施については、「複合化・集約化」により行うことを基本とし、複合化・集約化以外の単独施設の新規整備は原則として行わないこととします。
	施設整備・維持管理・運営コストの縮減	● 公共施設の更新・改修はライフサイクルコストを念頭におき、長寿命化、省エネルギー化などによる計画的・効率的な整備を進めます。 ● 公共施設の整備、維持管理、運営をより効果的、効率的に行うため、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、民間譲渡などの官民連携の導入を検討します。
	施設の広域利用	施設の利用状況や行政サービスの必要性を検討し、施設廃止に伴う町民生活への影響が少ない施設は、近隣市町に設置されている類似施設の広域利用を進めます。
土木系公共施設	● 整備計画や長寿命化計画に基づき、計画的な改修・更新を進めます。その際費用対効果を検討し、全体的、長期的な視点により優先順位を定め、投資額を決定します。 ● 道路については高齢者の増加等の社会的変化に配慮し、新たな要請に対する重要性、緊急性を考慮し、安全性、経済性と財源のバランスを図ります。また、長寿命化を図り、効率的な改修によりライフサイクルコストを縮減します。	

(6) 奈井江町住生活基本計画

「奈井江町住生活基本計画」は、本町における少子高齢化の進行や環境問題への関心の高まり、財政の悪化など、住宅・住環境をとりまく社会的背景に大きな変化により、新たな住宅施策の基本方針が必要となったことを受け、平成 26 年に策定されました。

本計画では、以下のように新たな住宅施策の展開について検討・推進し、良好な住環境の形成を目指します。

計画期間は、平成 26 年度～令和 5 年度までの 10 年間としています。

表5-11 施策の体系

基本理念	基本目標	住宅施策の展開方向と実施方策
安全で、おもいやりと活気あふれる住まいづくり	基本目標 1 高齢者・障がい者や子育て世帯等 誰もが安全に安心して生活できる住まいづくり	① より多くの人が快適に安心して住めるユニバーサルデザイン住宅の普及 ② 既存住宅の耐震改修や高齢化対応、寒さ対応などリフォームの推進 ③ 危険な老朽建物の撤去促進 ④ 高齢者向け民間賃貸住宅の確保 ⑤ 互いに支えあう地域社会の形成
	基本目標 2 安全安心に暮らせる公営住宅づくり	① 老朽化した公営住宅の建て替え ② 既存公営住宅ストックの長寿命化 ③ 高齢者の為の公営住宅の確保 ④ 子どものいる世帯が安心して入れる公営住宅の確保 ⑤ 既存公営住宅のグループホーム化等有効活用
	基本目標 3 多様な居住ニーズに対応した住まいづくり	① 定住に向けた宅地・住宅の供給 ② 住み替えによる既存住宅活用の仕組みづくり ③ 良質な民間賃貸住宅の確保 ④ 住宅に関する信頼できる情報の提供や相談体制の充実

(7) 奈井江町公営住宅等長寿命化計画

「奈井江町公営住宅等長寿命化計画」は、「奈井江町第6期まちづくり計画」の住宅分野における基本計画である「奈井江町住生活基本計画」と、公共施設等のあり方を示す「奈井江町公共施設等総合管理計画」の個別計画として、本町の地域特性や地域事情に応じた公営住宅等の活用方針等を定めるものです。

計画期間は、平成29年度～令和8年度としています。

表5-12 計画の基本理念・基本目標

基本理念	さまざまなライフスタイルに対応できる安全でやさしい公営住宅等の形成
基本目標	1 安全に住み続けられる公営住宅等の形成 2 良質で長寿命な公営住宅等の形成 3 やさしさと活気が感じられる公営住宅等の形成

公営住宅・改良住宅の将来世帯数は、減少すると推計されますが、既存の高齢者向け住宅を地優良とするため、特公賃・地優良の将来世帯数は増加を見込んでいます。両社と政策空き家を含めた公営住宅等の将来管理戸数は、令和8年には約400戸まで減少すると設定しています。

表5-13 公営住宅等将来管理戸数

	H29	R8【目標】
公営住宅等世帯数	422	357
公営住宅・改良住宅	402	317
特公賃・地優良	20	40
公営住宅等管理戸数	496	400

奈井江町都市計画マスタープラン

奈井江町建設環境課

〒079-0392

空知郡奈井江町字奈井江 1 1 番地

TEL 0125-65-2116（直通）